PP 2

The definition of public is very ambiguous → incidences of public funding allocated to private enterprises on the pretext that there is a public element to their activities.

The definition of public is controversial and therefore cannot be defined explicitly. It is a matter of degree.

公共哲学の歴史

カント

* Immanuel Kant. *A Critique of Pure Reason, A Critique of Practical Reason, A Critique of Judgment.* この講義では「理論と実践」、「啓蒙とは何か」、『永遠平和のために』で示された彼の公共性についての議論を紹介する。
* 啓蒙主義の時代に属する思想。人間理性の可能性を肯定的に捉える哲学。公共性論でも「理性の公共的使用」を積極的に強調する。

1. 啓蒙と公共性
   1. 理性の他律：「他者に指導されたいという欲求」（「受動的な理性の状態」）　→ しかしこれではダメ
   2. 理性の自立：自立的思考。啓蒙は理性の自立を目指す。共同のプロジェクト。
      1. 自分で考えることは他者と共に考えることを必要とする。
      2. 他者との妨げのないコミュニケーションの必要から文筆の自由が必要
      3. 自らの思考を公共的に伝達する自由が思考様式の真の変革をもたらす

→ 理性の公共的使用

1. 理性の公共的使用
   1. 理性の私的使用：（組織の成員としての理性の使用。理性とは何かを考えたり、発言したり、述べたり、文筆することを理性の使用と呼ぶ。自らの属する組織が定める規則に剃った理性の使用（官吏、聖職者としての立場での発言）は「私的」（＝所与の共同体の規則（思考・判断の習慣）に従う。
   2. 理性の公共的使用：（公共体全体ないし世界市民社会の成員として）世界市民としての理性の使用。
      1. 主題の制限なし、所与の規則に制約されない理性の使用。
      2. 全公衆に向けての制限のない理性の使用。自らが属している組織の利害を超えて自らの意見を表明する。（自ら自身の人格において語る）
   3. 国民と世界市民：
      1. 能動的国民：共和国ないの意思形成への参加→一国公共性
      2. 受動的国民：能動的な能力をかく
      3. 世界市民：国境を越える「世界市民」による境界を超えた意見交換。
2. 公開性の原理
   1. 公開性と正義：正義は人々の権利に関わる意思形成（立法）過程における公開性を要求する。「全て他者の権利に関係する行為で、その行為の格率（maxim）（主体にとっての行為原則）が公開性と一致しないものは不正である。
   2. 公開性の不在：制定される方に対して不正義を推定する根拠を公衆に与える。  
      公開性の存在：正義を推定すべき根拠を直ちに公衆に与えるわけではない。（他を圧倒的に凌駕する権力を持つものはその意思を隠す必要はないから。
   3. 公衆の議論＝法の正当性の源泉。：公開性の元での公衆の議論は無秩序ではなくむしろ安定した秩序の源泉である。
   4. 公開性は「専制」を抑止する：立法権（議会）と執行権（君主）が秘密裏に癒着する場合に専制とその元での国民の権利の侵害が生じる。これを防ぐため、執行権と立法権がどのような関係かをしっかりと国民に公開して議論を呼び、監視下に置くことで立法権と執行権の分離が共和制を導く。
3. 私的自律および公共的自律の保障
   1. 私的自律：「各人は自分が良いと思うやり方で幸福を追求して良い」（人格的自律）。国家によるパターナリズムの排除（カントによるとsalus publica〈公共の福祉〉は幸福の保障ではなく平等な自由の保障をさす）。
   2. 公共的自律：正当な法の源泉は「人民の統合された意思」にある（政治的自律）。自らが賛成した法以外のいかなる方にも服従しないという法的自由。市民は方の適用対象のみならず起草者として自己立法する法的自由を持つ。
   3. カントの社会契約論:「根源的契約の理念」(Idee der ursprünglichen Vertrags)は、あらゆる立法者を、全市民による同意可能性の制約のもとで立法するよう拘束する。 現実の同意にもとづく契約との違いに注意。理性的存在者としての市民がそれに「同意しうる」と考えられるとき、その法は正統である。裏返せば、市民が同意しえない法(e.g. 身 分的障壁をつくる法)は正統ではない。
4. 視野の広い考え方（思考様式）
   1. 各市民において公共的判断はどのように形成されるか：erweiterte Denkungsart (enlarged thought)によって。他者の立場に仮説的に身を置いて思考すること(他者との抗事実的な立場交換)。これによって、自らのパースペクティブの主観的制約を脱することが可能になる。
5. 世界市民的な公共性
   1. 永遠平和のための確定条項（国内法・国際法・世界市民法）
      1. 国内における共和的体制の確立:「各国家における市民的体制は共和的であるべきである」。
      2. 自由な自由な諸国家の連合制度(Föderation)の樹立:「国際法は自由な諸国家の連合の上に基 礎を置くべきである」。
      3. 訪問権を中心とする世界市民法の確立:「世界市民法は普遍的な歓待(Hospitalität)を促す諸条件に制限されるべきである」。
   2. 世界市民法の先駆性: カントは国境を越える意見交換のみならず人々が現に国境を越える動きを支持する。
      1. 訪問権と普遍的歓待:「客人の権利」(市民と等しい処遇を受ける権利)ではなく「訪 問の権利」(外国人として平和裡に滞在する権利)の相互保障が普遍的な交通(Verkehr)を可 能にする。
      2. 国民の「閉域」の否定:カントは同時代の植民地主義(収奪)は普遍的歓待の条件を損 なっていると見る。地上のある場所を占有する権利は暫定的なものである(国境の偶然性)。 国境の外部で生じる権利侵害(不正義)への反応が現に生じている。
6. カントの批判と総括
   1. 理想主義すぎる、現実に国境は絶対的なものとして扱われている
      1. ナショナリズムの台頭
   2. 後世への影響
      1. ハーバーマス

19世紀半ば〜20世紀半ばの公共性論

* この時代の思想の基調としては、公共的なもの、とりわけ公衆（大衆the masses）の知的・政治的能力への否定的、懐疑的評価が顕著に見られる→ 啓蒙主義からの一転。WリップマンやJシュンペーターによる公衆の能力と役割の低評価は現代の政治学に対しても影響力が大きい。KヤスパースとJデゥーイは公共性を肯定的に評価した。

1. 実存哲学における「公共性」の理解
   1. 近代の大衆社会では、同調圧力の支配と凡庸化によって個人の本来性、自立性、卓越性が 失われるという観念:水平化の圧力(S. キルケゴール)。「ひと・世人」(das Man)とそ の非本来性(M. ハイデガー。 大衆=公衆の日常生活(公共的世界)に対する否定的なイメージ。個人の実存的覚醒や決 断を通じた公共的世界からの脱出に価値を置く。
2. 議会的公共性の凋落と「喝采」のデモクラシー(C. シュミット)
   1. デモクラシーの自由主義/リベラリズムからの分離
      1. デモクラシーと議会は本来無関係：デモクラシーは治者と被治者の一致の原理、議会は 代表と討論の原理。「デモクラシーとは、支配者と被支配者、統治者と被治者、命令者と 服従者の同一性である」(シュミット『憲法論』、288 頁)。
      2. 議会の機能不全という時代診断:議会は単なるおしゃべりの場にすぎない。議会は公共 性を生み出さない。
   2. 大統領の独裁によるデモクラシー
      1. 人民の意志は公論=大統領への喝采(賛否の意志表明)において存在する。
      2. 人民の意志(willing)の強調、公共の推論(reasoning)の軽視。
3. 公衆への懐疑（Wリップマン）
   1. 「大社会」(the Great Society)の到来、環境の複雑化   
      複雑化した社会における大衆の自己統治能力に対する疑問
      1. 公共的な事柄と日常知識の乖離
      2. 「ステレオタイプ」に基づく世論
   2. 専門知を持つ「インサイダー」による統治の必要  
      ポピュリズム（「人民の衝動」）に抗する立憲国家の擁護
4. 市民によるデモクラシーの擁護（J Dewey）
   1. 社会的探求(social inquiry)としてのデモクラシーの理解デモクラシーは市民全体による 実践的知性の協働的行使である。問題状況の共有—公共的関心の形成—解決策の協働的探 求—多様な知の包摂とフィードバック
   2. 専門家(「事実の発見」)と市民(「判断」)の協働:「大衆に要求されていることは、他 の人々によって提供された知識が共通の関心事にとってどのような意味をもつのか、これ を判断する能力をそなえているということである」(デューイ『公衆とその諸問題』、198- 199 頁)。
   3. 公衆の「認識的多様性」を高く評価する:異論によるフィードバックを通じた修正を重視 する実験的態度。「社会状況がより知的な状態であれば、つまり、知識にもっと満ちあふ れ、またもっと知性によって導かれた状態であれば...全ての人の知性の作用水準は引き 上げられるだろう。公共的関心事を判断するうえで、この作用水準の高さは、一人ひとり の知能指数の違いよりもはるかに重要である」(『公衆とその諸問題』、200 頁)。
   4. 社会的探究の帰結:デモクラシーを通じた社会統合が the Great Society を the Great Community へと変えていくことができる。
   5. 「政治的意味でのデモクラシー」と「一般的社会的意味でのデモクラシー」:デューイに とって、デモクラシーは、諸個人に「成長」(growth)、すなわち知性の向上・修正を促すと いう倫理的側面ももっている。
5. 「市民なき」デモクラシーの構想（Jシュンペーター）
   1. 選挙と政権交代を確信とするリベラル・デモクラシーの擁護
      1. デモクラシーを個人の利益を最大化するための方法として理解する。
      2. デモクラシーを政府・議会のメンバーを選ぶためのプロセスとして理解する。
      3. 経済的な意味での競争こそが専制の防御壁として機能すると考える。

市民=選挙民という限定的理解:自己の利害に関してのみ間違いを犯すことなく行動する のが現実の市民である。こうした市民の政治活動は自己利害の範囲内、すなわち選挙にのみとどめられるべき。